

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和8年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和8年6月16日(火) 開会：午前9時59分 閉会：午前11時10分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第55号 筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置
及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について

議案第56号 令和8年度筑西市一般会計補正予算(第2号)のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	塚田 砂与君			
委員	吉富 泰宣君	委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	
委員	増渕 慎治君	委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 高松 賢太君

委員長

大嶋茂

○委員長（大嶋 茂君） ただいまから福祉文教委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案1案及び条例議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じます。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） また、筑西市議会基本条例第19条による、委員間討議を希望される場合は、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、福祉部です。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第56号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をいたしたいと存じます。

まず、社会福祉課から説明を願います。

石嶋社会福祉課長、説明を願います。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。最上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節3説明欄1、生活保護費負担金に6,960万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決を踏まえて、国が示しました対応方針に基づく生活扶助費等の追加給付に対する国庫負担金でございます。詳細は歳出でご説明いたします。

続きまして、2段目、2行目、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節2生活保護費補助金、説明欄2、生活保護適正実施推進事業費補助金に2,107万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明しました生活扶助費等の追加給付に要する事務的経費に対する国庫補助金でございます。こちらも詳細につきましては歳出でご説明いたします。

続きまして、最下段、款18項1寄附金、目3節1説明欄1、民生費寄附金に24万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、社会福祉関連事業に対する指定寄附としまして3件の寄附があったものでございます。

次に、11ページを御覧願います。最上段、款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護扶助費追加給付事務体制整備事業に2,107万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、歳入でご説明しました生活扶助費等の追加給付に要する事務的経費でございます。なお、こ

らにつきましては全額国の負担となります。

次に、その下、目2 扶助費、説明欄、生活保護者扶助事業に9,280万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、歳入でご説明しました国が示した対応方針に基づいて追加支給することとなる生活扶助費等となります。なお、負担率は通常の保護費と同様に、追加支給しました扶助費の4分の3が国の補助となります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、本会議で石嶋議員も質疑しましたがけれども、改めて数に関する把握状況をお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 以上でよろしいですか。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

現在受給中の世帯が817世帯を見込んでおりまして、このうち平成25年8月から平成30年9月までの間に保護開始となった世帯が364世帯、平成30年10月から保護開始となった世帯は453世帯を見込んでおります。また、保護廃止世帯につきましては610世帯を見込んでおりまして、同じくこのうち平成25年8月から平成30年9月までの間に保護開始となった世帯は373世帯、平成30年10月から保護開始となった世帯については237世帯を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それから、生活保護が廃止になった、途中で廃止になったとかいうこともあったと思うのです、あと死亡したとか。あと、転出、入所したとかいった形で市から離れたとかいったようなこともあったかと思うのですが、それらについて把握しているかどうか。それで細かい話になるので、市として対象者100%把握できるかどうかというところですね。もし把握できていない場合はどうするのかということなのです。

それから、実際にいつ支給されることになるかということですね。いろいろな手続を経てという点をお願いしたいと思います。

それから、支給対象者にどのように通知するのかというところですね。あと、亡くなった方へは、国の話だと支給しないというように伝わっていますけれども、実際今回どうなのかというところをお願いします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

先ほど述べましたように、廃止者のところは今実際のところ610世帯を見込んでおります。ただ、この廃止者の中には、今委員がおっしゃったように、死亡による廃止者は含まれておりません。転出等もしくは失踪なんかもあるのですが、失踪等の廃止者、あとは収入が増額したために廃止とかになった世帯が見込みで610世帯でございます。

次に、全体的に把握できているのかという話ですが、廃止時点までの今回、平成25年8月からということになりますので、平成25年8月のときにはもう既に今の生活保護のシステムを使っておりますので、生

活保護システム上には全てのデータが対象者のデータが入っていることになります。ただ、転出等によって住所が筑西市外に行った場合、その廃止後のところまでは追えませんので、今回国のほうからは廃止者については申出が必須。要は、廃止者のほうから申し出てもらって、それを対応しなさいという形になりますので、ご理解いただければと思います。

次に、時期になるのですが、まず受給者、生活保護を現在受給している方につきましては、今回の補正が成立した後、システムの改修を一旦やらせていただいて、それが済み次第、速やかに今回受給中の方に関しましては申出が必要なく、職権によって行いなさいということになるので、受給者に関しましては改修済み次第、速やかに実施するという方向になります。

また、廃止者につきましては、国のほうで統一的な期間を設けるといふことの通達がありまして、国のほうからは夏を基準にするよと。ただ、明確な日にちがまだこちらに来ていませんので、明確な日にちは伝えることができません。ご了承ください。

次に、対象者に対しての通知になるのですが、受給者に関しましては、先ほども言ったように、うちのほうで職権で行ってしまいますので、ケースワーカーのほうから訪問時のときに告知をするような形を取らせていただいて、一時扶助という形で支給しますので、一時扶助の決定通知が必ず保護者のほうに行きますので、受給者のほうに関しましてはそれに代えて周知したいと思っております。

なお、廃止者等に関しましては、国のほうで周知をするということになりますので、新聞広告等、国のほうで載つけるという話になります。また、ポスター、チラシ等を配るよという形で市町村のほうには来るそうですので、そちらのほう来るそうですよというのはまだ来ていませんので、来るそうですので、そちらを支所等、あとは社会福祉協議会等にちょっと貼らせていただこうかなと思っております。

そのほか、先ほど死亡者についてはどうなのかということになるのですが、死亡者のほうは今回相続案件にはならないという国の通達がございまして、死亡者は今回の対象から除外されます。例えば、それは死亡廃止だけではなくて、当時3人で受けていた世帯がいたとして、1人が亡くなって、現在2人世帯だといった形の場合は、2人世帯が対象として出すということで国のほうの通達が来ておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） あと、具体的にシステム改修後、速やかにということですが、具体的にはいつ頃、何月頃になるのかということをお願いしたいと思います。

それから、亡くなった方への国の、これは国の決定と言っているのですか。実際にはその世帯としては減額されて、その分の生活費が不足していたということになるわけですが、しかしその分は補填しないという、そういう理解でいいのかと。非常に不条理だなというふうには思うのですが、その辺確認したいと思います。

それから最後に、実際には保護世帯の収入というのは減ったわけですね。国の話だと、平均で6.5%引き下げたという話がありますので、結構苦しい生活をしているというのが生活保護ですが、6.5%というのは割と大きいと。1,000円単位で生活費をやりくりしているわけですから、平成25年からということですから、もう十何年たっているのですが、その保護世帯の暮らしぶりにとってはその分苦しいわけですね。その辺の実態というのは、国のほうではあんまりしゃべらないです。現場ではその辺の把握はどうかというところをお願いします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

まず、何月ぐらいから始められるのかということで、今回システム改修のほうはそこまで大きな改修ではございません。国のほうから支給ツールというものが各自治体のほうに配布されまして、そちらにCSVデータという形で各データを読み込むためのデータ、出すための改修になるので、実際に大きなシステムをいじるというものではなくて、国のそのアプリに適用するようなデータの出し方さえできてしまえば可能になりますので、そこまで大きな時間はかからないと思っていますので、少なくとも国が言う夏、廃止者の夏よりは先にできるのかなと思っています。ただ、今明確に何月と答えられないのはご了解していただきたいと思います。

次に、国のほうの決定か、死亡者に対して出さないのは国の決定かということですが、おっしゃるとおり、国の決定でございます。各福祉事務所がそこに口を挟む余地はございません。

次に、収入が減った、追加支給が委員おっしゃる6.何%という話だったのですが、今回国から示されていますのは、物価変動に基づく水準調整、これ国のほうで言っているのはマイナス4.78%です、4.78%を今回消費実態に基づく水準調整、マイナス2.49%にすると。その差額を支給するというので、実際に多く支給されるのは、委員がおっしゃるように、平成25年8月から受けていた当時の生活保護者たちになります。こちらのほうにつきましては、確かに生活は苦しかったと思われます。

ですので、今回その物価水準のほうがおかしいよということで、追加給付されるのですが、各福祉事務所、我々ですね、我々にとっては国が示した指針に対して、もう守ってもらわざるを得ないという立場を取るしかないのです。当然中には、今でも生活は苦しいのだ、それはそうだと思います。最低生活の金額しか出ていないので。ただ、それをもっと出してあげたくても出すことができないというのが現状でございますので、そこはご理解賜りたいと存じます。

以上となります。

○委員（三浦 譲君） それは国のほうですからね。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ご説明ありがとうございます。1件だけ。先ほどの今の課長のご説明の中で申出の漏れ対策は、基本は自治体のほうではなくて、国のほうが100%責任持ってやりなさいよというふうに整理されていますということでよろしかったでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） よろしいでしょうか。

申出につきましては、先ほど委員もおっしゃるように、各自治体に対して実際に受けていた、保護者がその受けていた自治体に対して申出を行うという形になるので、告知というのが実際難しいところがございます。例えば今受けていて、過去廃止になったケースがあれば、今我々のほうとして把握できるので、例えば当時、A市というところで受けていたのであれば、今受けている方に対してはA市にも申告してくださいねということと言えるのですが、実際今その廃止になった方々がどこにいるかが分からないのですよ、正直言ってしまうと。それなので、今回申出のほうには、戸籍謄本等つけなさいというふうに

国がおっしゃっていますので、そちらを見ながらやるしかないのですが、なおかつ、必ずシステムと突き合わせを行った上で計算してくださいというのは国の通達の形です。

ですので、申出については、大変申し訳ないのですが、自分たちのほうで様々な情報をもらっていただいて、当時の福祉事務所等に申出を行っていただきたいと思っております。

以上となります。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明をお願いします。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第56号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。1 段目、款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 身体障害者知的障害者福祉費、節12委託料、説明欄、住民情報システム（障害者総合支援）改修事業に13万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことに伴い、特別障害者手当等に関わるシステムの改修を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔福祉部退室。健康こども部入室〕

○委員長（大嶋 茂君） 次に、健康こども部所管の審査に入ります。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、健康こども部所管の補正予算について審査をお願いします。

なお、執行部からの提出のありました資料、これはタブレット端末に格納しておるということでございます。

それでは、まずこども政策課から説明をお願いします。

中澤こども政策課長、説明をお願いします。

○こども政策課長（中澤祥子君） こども政策課の中澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

こども政策課所管の補正予算についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄11、子ども・子育て支援施設整備交付金に2,745万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、社会福祉法人が実施する放課後児童クラブの施設整備に係る国庫支出金でございます。

次に、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄7、子ども・子育て支援施設整備交付金に686万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました放課後児童クラブの施設整備に係る県支出金でございます。なお、詳細は歳出にてご説明いたします。

次に、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下から2段目、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄、子どもの権利推進事業に70万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、こどもの権利に関する知識を深め、子供の声に耳を傾けて、市や地域全体で子供や市民の子育てを支える施策や条例の制定につなげるための市職員向けワークショップを開催するための経費と、既に条例を制定した先進地視察のための経費を補正するものでございます。

次に、その下の段、目2児童措置費、説明欄、放課後児童クラブ整備事業に4,118万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、社会福祉法人が新設する放課後児童クラブの整備を支援するため、子ども・子育て支援施設整備交付金を活用した補助を行うものでございます。なお、整備に係る総事業費は5,491万6,760円で、費用の負担割合は国2分の1、県8分の1、市8分の1、設置者である社会福祉法人が4分の1となっており、市の負担額は一般財源の欄にあります686万4,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。私のほうは、10ページの子どもの権利推進事業についてちょっと質疑したいと思います。

職員向けのワークショップをやりますよと。ワークショップ、これご担当の方はどういう方がワークショップに参加されて、そのワークショップがこの条例にあって、いろいろな知識を得られるのでしょうか。それどうやって、どういう内容を条例に反映させるのですよというふうにお考えなのかという内容が1点と、あと添付資料ですか、これを子供の意見聴取もするのですわと。小学5年生と中学2年生でしたっけ、について聴取する予定ですよと。

なので、今回この予算には入っていないのですけれども、それ具体的にどういう形で聴取をして、お子様の、子供の意見を条例にどう反映させるか。先進自治体によってはバーンとその条例の一文に子供の意見がこういった意見でというような形で出されている自治体もあるようなのですが、本市、現時点はそこまでお考えになっているかどうかは別といたしまして、その辺についてお考えをお聞かせください。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤こども政策課長。

○こども政策課長（中澤祥子君） 答弁申し上げます。

まず、参加者についてでございますが、市の職員に対して参加を求めるものでございますけれども、庁内職員全体に声をかける予定でございます。

また、全体に声をかけまして、市職員向けのワークショップということで、まずそういうこどもの権利等に関する普及活動を進めている一般社団法人こどもアドボカシーセンターいばらきから講師を招きまして、ワークショップを実施する予定でございます。

その期待される効果といたしまして、ワークショップでの演習を通しまして、こどもの権利、これは4つの大切な権利がございますが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの理解を深めることで、まずは市職員にこどもの権利条例の制定や子供や子育てに関する施策の一層の推進が図られるものと考えております。

次に、小学5年生と中学2年生に対して聞き取りを行っている件についてでございますけれども、聞き取りの内容なのですが、市長自らが市内の小中学校に出向きまして、今現時点、6月この議会時点では、小学校3校を訪問しております。その中で、キャリア教育という中で市長自らが心がもやもやしていることはありますかとか、あとどういうときに幸せですかといった子供たちに問いかけをしております。その中から、子供のほうから上がってきた回答といたしまして、もやもやしていることといったところでは、兄弟とのやり取りですとか、友達とけんかして謝れなくてもやもやしているとか、そういった回答が出てきたりしているところでございます。

現時点、そういった声が上がってきていることについて、どのように条例に反映させるかということについては、まだ現時点ではちょっとどのように今度条例をつくっていくかというのは、今後こちらについては、この声を整理してまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 2回目でございます。ワークショップのほうなのですが、そうしたら例えば政策企画部の行革DX推進課もちゃんと参加してくださいよねということになるかと思しますので、いやいや、DXだから子育てと関係ないよとか、そういうことを絶対言わせないようにして、ぜひ参加させてもらいたい。関係なさそうなところも、いや、全員参加だという強いあれで参加させてほしいなという内容が1点と、あと市長の学校訪問の部分で、今のご説明からすると、小学校はそういった形で出てきてから思ったのですが、中学校の2年生からもそういった呼びかけに対して、いろいろな個人情報的な内容もお話させるのかなというふうに、ちょっと単純に思ったので、やり方は全く一緒にされるのだと、ちょっと中学校のメンバー、意見うまいこと引き出せるのかなというふうにちょっと感じたので、その辺はどういうふうにお考えかお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤こども政策課長。

○こども政策課長（中澤祥子君） 答弁申し上げます。

最初の点、庁内全部に対して今後要請してまいりますので、どの部門、部局についても参加していただくように説明をしていきたいと考えております。

次に、中学2年生の聞き取りに関してでございますけれども、その呼びかけ、個人情報の観点からということで、現時点ではまだ中学校には出向いておりませんが、今のところちょっと同じやり方というふうな考え方、やり方というふうに考えていたのですが、アンケートという形で同時にいただくような形

を取っておりますので、その点については個人情報的なところは配慮できるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（吉富泰宣君） 以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 筑西市でこども計画をつくっているわけですが、こども計画と重なる部分も当然あると思うのですが、私の理解ではこども計画のほうは、子供を守るというような意味合いが強いかなというふうに思います。この権利条約のほうは、自ら子供たちが意見表明することから、権利意識を持つという内容だと私は思っているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

つまり、今までのこども政策についてはこども計画のほうで、子供の自ら育っていくというような部分については権利条約で、権利条例で盛り込んで実施をしていくと、事業を組んでいくというふうな理解でいいのかどうか。事業的に重なるところはないのかなと、意味合い的にですけれども、そういうところをお願いします。

それから、ワークショップの話ですけれども、市の職員が対象ということですが、この制定自体は弁護士会も望んでいるように、今の時代の流れでもあるし、必要だと思うのですが、社会的に理解がどこまで進むのだろうかという難しさがあると思うのです。その一つの打開策としては、制定前の取り組み方が非常に大事だろうというふうに思うのです。ワークショップ、市の職員ということで、そういう予算らしいですが、もっと広く実際は取り組むのかどうか、取り組む必要があると思うのですが、その辺をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤こども政策課長。

○こども政策課長（中澤祥子君） 答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、こどもの権利条例についてでございますが、まず委員おっしゃるとおり、こども計画の中で個別の政策は実施しているところなのですが、このこどもの権利条例を制定することによりまして、こどもの権利の理念条例を想定しているところなのですが、その理念条例を各施策に連動させるような形で広く普及させていくという考えで、この条例を制定したいというふうな方向性で考えております。

続きまして、2つ目の制定前の取組ということで、もっと広く取り組む必要があるのではないかと考えてございますが、今回こどもの権利のワークショップということで市職員ということで予算のほうを計上しておりますが、この予算の範囲内でできましたら、市民、子供向けに同じようにワークショップを開催できればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） こども計画との補完関係というのをもうちょっと知りたいと思うのですが、今度の条例制定をしたならば、理念条例だという話ですが、実際に具体化するわけですね。その具体化というのは、こども計画にある部分はもちろんでしょうけれども、それ以外の新しい事業、取組というのも出てくるのではないかとこのように思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

もう1つ、それから先ほど子供向けにワークショップの部分の説明もあって、それは必要だと思うので

すけれども、制定前の取組としてもうちちょっと幅を広げられないかと。つまり、大人も理解しなくてはならないのですよね。だから、いろいろな団体だとか、そういう集まる場に行つての説明というのが事前にされない。できたってよと、条例できたってよと言っても、何だか分からないと、何が変わったのと。我々は何をすればいいのということになると思うので、その辺の周知の意味も込めた取り組み方が必要ではないかと思うのです。その辺どうでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤こども政策課長。

○こども政策課長（中澤祥子君） 答弁申し上げます。

こども計画との補完ということで、どのように今度新しい事業ということを考えているかということのご質疑でございますけれども、今現時点で新しく事業というものはまだどのようにするか、どのような事業をということは考えておりませんが、まずやはりこのこどもの権利について広く市民にも周知していく必要がありますので、普及啓発等は取り組んでいく必要が、条例制定後は取り組んでいく必要があると考えております。

あと、子供のワークショップの件で、大人も理解が必要だよということで、その周知も含めてということのご質疑でございますけれども、こちらやはり庁内と、あと子供、市民向けだけではなくて、子育て支援に取り組んでいる各種団体がございますので、そういった各種団体の方の意見を聞いて、それを基に子ども・子育て会議というのもございますので、そういったところで、その会議の中には各種団体の代表の方等いらっしゃると思いますので、そういった方たちの声を聞きながら、やっぱり大人としてもそちらこどもの権利を理解して、それを条例に反映させていければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後ね。イメージとして、我々も、あと市民全体もつかまなくてはならないと思うのですね、漠然としているので、まだ。取組が始まったところなので仕方ないと思うのですが、他市の事例だとか何だとかで、今までとは違った部分が、これなのですよというようなものを例示できると、もっと我々も理解しやすくなるかと思うのですけれども、そういったこともやっていくのでしょうか。確認だけお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤こども政策課長。

○こども政策課長（中澤祥子君） 答弁申し上げます。

まだ現時点で市民の皆様には周知等にはできる状況ではないのですが、今三浦委員がおっしゃっておりますように、条例制定に当たって、今こういうことをしているのですよとか、そういったところはホームページ等で周知をしていきたいというふうに考えております。

また、それに当たっては、子ども・子育て会議の委員の意見も取り入れながら、そういったところを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほど来、こどもの権利条例に向けてのこの予算計上なのですけれども、何で今これをつくっていかなければならないのか、まず理由が分からないのです。恐らく私の想像では、健康こ

ども部でもやらなければならないなと思っている職員は一人もいないのではないかなと思うのです、私の思いね。

全国で81自治体で制定はしているのですが、茨城県ではまだどこもやっていない。その裏として、どこでもやる必要がないと思っているわけなのですよ、今さら。これはこどもの権利というのは、憲法でも法律でも既に守られている。あたかも話を聞いていますと、筑西市の子供たちの権利が何か侵害されている事例があるようなイメージなのだけれども、子供に言ってもしょうがないのですよ。こんな条例をつくる必要性、もっと条例をつくる必要性がほかにあるのではないかなと。子供の人に聞いてもしょうがない。部長からも答弁いただきたいのですが、誰がこんなことを考えたのかなと思って。漠然とした抽象的な質疑で申し訳ないのですが、その健康こども部の思いをちょっと正直なところ聞かせください。

○委員長（大嶋 茂君） これは部長だな。多分市長からだから。

百目鬼健康こども部長。

○健康こども部長（百目鬼恵子君） ご質疑ありがとうございます。本当にこどもの権利条例を制定する必要があるのかというところで、やはり私たちも、昨年、令和7年3月にこのこども計画を立てました。その中で、子供を取り巻く環境というのが、やはり筑西市の中でも虐待ですとか不登校、いじめですとか、様々な問題がやはり数的にも増えていたりとか、あとはやはり核家族が増えていて、周りで支える人がいないということで、そのような状況が数的にも出ていました。

やっぱり働くお母さん方が多くて、経済的にも困窮する家庭も多いということで、ひとり親の支援をしなくてはいけない、そういう課題があって、こども計画を立案しました。こども計画を立案する中で、やはり貧困ですとか虐待、ネグレクト、ヤングケアラー、暴力の犠牲、これは国のほうでも言っていますけれども、こんな状況があるお子さんたちがたくさん発生していて、健全な学校ですとか家庭生活が維持できない、通常普通の家庭生活が保てないお子さんがいるということも、実際私も保健師として活動している中でたくさん家庭を見てきています。

こども計画を立てる中では、その計画として立てていったのですけれども、やはりこれを進めていくためには、行政だけではなくて、地域ぐるみで取り組んでいかなくてはいけないということがすごく感じたことです。やはり計画ってなりますと、行政がどうしても主導して、これをやっていきますから協力してくださいということが多いのですけれども、この権利条例ということを立てることで、地域の人の役割ですとか、やはり学校ですとか、組織ですとか、いろいろな働くお母さん方の職場、そういうところなどで子供の意見、あとはやはり子育てをするお母さん方の意見をしっかりと取って、いろいろ事業を進めていく必要があるということで、こどもの権利条例、その子供の意見を中心としながら進めていく必要があるということで権利条例は必要であろうと。

委員おっしゃったとおり、最初取りかかりはやはり市長が就任されて、子供の意見を聞いて事業を進めるようにという指示がありましたので、そこでどういうふうに取りかかっていくかということでこどもの権利条例に着目して行きました。ですが、やはりそういうところで、私たちも進めていく中で必要性をすごく感じて、やはりこのこども計画と連動してやっていくということが必要だと思って進めているところです。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ありがとうございます。ただ、気をつけなくてはならないのは、一般質問でもちょっと触れましたけれども、こどもの権利ばかりを強調しますと、例えば親のしつけ、学校の教育指導、それから近所のおじさんがこらって、昔はちょっといたずらすると怒ることも、こどもの権利を強調しますとできなくなってしまうのです。

むしろ今の子育てに対して逆行する部分も見え隠れしているなど私は感じているのですが、虐待や暴力、様々な子供を取り巻くそういう負のことは、筑西市に限らず、茨城県にとらわれず、全国どこでもあることで、ただ目立ちたいだけでこういう条例を制定するのかなという気もしないでもないです。

問題は違うのですけれども、子供よりも高齢化社会なのだから、高齢者の権利をもっと私は強調してもらいたい。ただ、問題違いますよ、これは。何かそういうことで、調査研究していくのは別に悪いことではありませんけれども、こどもの権利条例を率先してぐいぐい進めていくのは、あまり賛成できることではないという私の感想を言って、答弁は結構です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

次に、健康増進課から説明をお願いします。

岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） 健康増進課、岩下です。着座にてご説明させていただきます。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、健康増進課所管の補正予算についてご説明いたします。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、定期予防接種事業について、節12委託料から317万9,000円を減額し、節18負担金補助及び交付金に同額の317万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、その下、説明欄、任意予防接種事業について、節12委託料から42万3,000円を減額し、12ページの節18負担金補助及び交付金に同額の42万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは里帰り出産または他県の施設への入所等の理由により、予防接種実施委託の契約を締結していない医療機関において全額自己負担で実施した予防接種の費用について、その一部または全部を償還払いとし、本人または保護者への助成をするため、委託料から負担金補助及び交付金に振り替えるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑をお願いします。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ご説明ありがとうございます。11ページ、任意予防接種事業の話なのですが、今の課長のご説明だと、お子様が例えばインフルエンザですね、インフルエンザでお子様が障害というか、例えばてんかんを患っていらっしゃるお子様なんかはもうその専用というか、その専門の病院にかからなければいけないわけです。基本的に契約をしていない、指定病院にはなっていないよといった場合に、このインフルエンザ。当然お医者さんも、いや、うちで基本的にインフルエンザ打ったほうがいいよというふうに多分お話をされるケースのほうが多いかと思うのですが、そうするとそういった場合は任意接種の対象に入るのかどうかについてお伺いするのと。

あと、提出書類ですか。償還払いだと、特に今回自治会のLEDの書類の多さ、私もお相談を受ける場合が物すごくあったので、今回基本的に個人のやつはもっと少なくしろと言いたい。話が違って申し訳ございませんが。そうすると、もう諦めてしまうというケースもあるので、当然償還払いなので、職員の方のご負担は増えるのですが、できるだけ基本的に少なくしていただきたいよねという。領収書添付は必須でしょうけれども、そういったことでその辺どういうふうにお考えなのかという内容が2点目。

3点目は、令和8年度の健康カレンダーのほうは既にもう刷り終わっているの、これ何ていうのですか、いわゆる周知方法ですね。周知方法はホームページ、公式LINEは必須だと思うのですが、それ以外にどういった形をお考えなのかどうかというような部分についてお伺いいたします。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） 吉富委員のご質疑にご答弁いたします。

まず1点目、小児インフルエンザについての対応がなされるかということですが、任意接種のほうは、小児につきましてはインフルエンザ、おたふく風邪、男性HPVなどが任意接種として挙げられておりまして、これらについても対応する考えでございます。

また、成人につきましては、带状疱疹なども該当しておりますので、こちらについてもこちらの負担金のほうで対応していきたいと考えております。

続きまして、2点目、書類等につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、領収書についてはもう必須ではあるかと思いますが、何の予防接種を受けたかという申請書についてきちんと確認をしながら、できるだけ保護者の、申請する方のご負担が少ない方法を考えてはおります。ただ、負担金ではありますので、きちんとそちらの書類は不備のないように進めていきたいと考えております。

3点目、周知方法ですが、こちらについてもホームページ、SNSは必須としまして、そのほか広報紙、また様々な事業でほかの県外の委託医療機関外の接種をとというようなご相談を受けた場合には、ぜひ健康増進課のほうにご相談をいただくよう声かけなども行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。

2点目の提出書類のほうですね。だから、例えば健康増進課に電話して、領収書ありますって話があったときに、ではこれとこれ持ってきていただければもうここ、例えばですよ、窓口来ていただければもう一緒にやりますよとか、取りあえず安心していただけるような言い方をさせていただいて仕上げていただければありがたいなと思いましたので、どうぞよろしく願いいたします。ご答弁は必要ございません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

以上で健康こども部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

ここで休憩いたします。

〔健康こども部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午前 10 時 51 分

再 開 午前 10 時 57 分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育委員会所管の審査に入ります。

議案第55号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について」審査を願います。

しもだて地域交流センター長から説明を願います。

渡辺しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（渡辺正法君） しもだて地域交流センター、渡辺です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第55号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

改正の内容としましては、筑西市立しもだて地域交流センター条例第6条、使用の制限及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例第7条、使用の制限の規定中、特定の政治活動を特定の政治活動（公職選挙法第161条第1項に規定する個人演説会、政党演説会または政党等演説会を除く）に改めるものです。これは、令和5年度に筑西市公共施設等総合管理計画に基づき、筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例が新たに制定され、令和6年度から旧公民館がコミュニティセンター化されております。このことで、旧公民館の設置根拠が社会教育法、コミュニティセンターの設置根拠が地方自治法に移行したことに伴い、公職選挙法第161条第1項第1号に規定する個人演説会が開催できる施設ではなくなりました。個人演説会の開催については、過去の選挙において旧公民館で個人演説会が開催できたことを知る候補者等から、コミュニティセンターやしもだて地域交流センターにおいて個人演説会を開催したいとの要望が複数ありました。このことから、公職選挙法に規定された選挙運動である個人演説会をコミュニティセンターやしもだて地域交流センターで行えるよう、関係条例の改正を行うものです。

実際の個人演説会ができる施設の指定については、本条例改正を踏まえ、別に筑西市選挙管理委員会において指定されることになります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今説明にありましたけれども、場所は選挙管理委員会が指定するということで、どこを想定しているのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（渡辺正法君） 場所がどこということについては、まだ選挙管理委員会のほうからお聞きしてはおりませんので、申し訳ございませんが。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

ほかにございますか。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） もうちょっと詳しく聞きたいのですけれども、具体的に。要するに報告会という話だったのではないですか。政党の例えば何か集会とか、例えば政治資金パーティーとかないのですけれども、パーティーみたいな集まりとか、そのジャンルというのは別に特に全て同じ扱いで考えているということですか、報告会だけではなくて。選挙期間中はオーケーだったのではないですか。その地域の違いですけれども、選挙期間外でもオーケーということですか。そこだけ今の出ている話というのは、そういうくくりで考えているのか、すみません、お答えください。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（渡辺正法君） 答弁いたします。

政党説明会等については、今でも現在できていると思うのですが、選挙運動期間中における個人演説等ができるように改正をするという形でございます。

（「期間中ね」と呼ぶ者あり）

○しもだて地域交流センター長（渡辺正法君） （続）期間中。

（「期間外は今までどおり」と呼ぶ者あり）

○しもだて地域交流センター長（渡辺正法君） （続）同様という形。

（「全部オーケーになるかどうかって、今ということで

すね。期間外も」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） すみません。期間外も全て今度は期間中も同じ扱いにするということですね。それだけです。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて地域交流センター長。

○しもだて地域交流センター長（渡辺正法君） 答弁いたします。

個人演説会等につきましては、あくまでも選挙運動期間中ということとなります。

○委員（三澤隆一君） 分かりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

文化スポーツ課から説明を願います。

堀江文化スポーツ課長、説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（堀江隆之君） 文化スポーツ課、堀江でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

ご説明いたします。議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、文化スポーツ課所管の補正予算についてご説明いたします。

13ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。3、歳出でございます。款10教育費、項7保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、スポーツ活動支援事業に20万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、令和8年4月30日に行われましたＪリーグ経営会議におきまして、本市が水戸ホーリーホックのホームタウンとして追加承認を受けたことに伴うホームタウン市町村などで組織する水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会の負担金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） すみません。2つだけ聞きたいのですけれども、ホームタウンになったときに、市町村の日ってあるではないですか、筑西市の。何か具体的にこの20万円って少ない金額ですけれども、我々の市に対して具体的な何かイベントとか取組とか、そういうのがあるのかということと、あとホームタウンのPR大使って選手が多分1人ずつ割当てになりますよね。そういったものに対して、我が市に対する例えば部活動の支援とかサポートとか、何かしらメリットがあるのか、その2点だけ聞かしてください。

○委員長（大嶋 茂君） 堀江文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（堀江隆之君） お答えいたします。

市町村デーというのがございまして、水戸ホーリーホックのホームゲームのときに筑西市のほうからPRブースを出して、市をPRするような機会がございます。

それとはまた別に、選手にこちらのほうに来ていただいて、スポーツ教室だったり、サッカー教室、あとはイベントなんかに顔を見せていただいて、参加していただくというような機会が今後出てくるというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） いや、まだ1つあったのです。

○委員長（大嶋 茂君） 何だ。

○委員（三澤隆一君） 大使は、同じですか、内容的には。

○委員長（大嶋 茂君） 堀江文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（堀江隆之君） 大使ですね、すみません。7月4日にPR大使を決めるドラフト会議というのがございまして、そこで大使がどなた、どの選手が大使になっていただけるのかが決まってまいります。

そうしますと、PR大使を通じて筑西市のPRにもつながりますし、来ていただいて子供たちと触れ合う機会ということも増えてございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 地元に飯田選手もいますので、ぜひそういった、こっちからもちょっとアプローチしていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終了いたします。

以上で議案第56号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了いたします。

執行部の退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） 以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時10分